

第3章 処理場・ポンプ場

第1節 適用

1. 本章は、処理場・ポンプ場工事における敷地造成土工，法面工，地盤改良工，本体作業土工，本体仮設工，本体築造工，場内管路工，吐口工，場内・進入道路工，擁壁工，場内植栽工，修景池・水路工，場内付帯工，構造物撤去工，コンクリート構造物補修工，その他これらに類する工種について適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、**共通仕様書（土木工事編）**の規定によらなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の諸基準によらなければならない。下記基準の改訂が行われた場合は最新のものを適用する。

国土交通省	建設工事公衆災害防止対策要綱	(令和元年9月)
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月)
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和61年6月)
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	(昭和49年7月)
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	(平成2年9月)
国土交通省	仮締切堤設置基準(案)	(平成26年12月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
国土交通省	公共用緑化樹木の品質寸法規格基準(案)	(平成20年12月)
国土交通省	あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針	(平成18年5月)
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(2019年版)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	(2004年版)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(2014年版)
土木学会	コンクリート標準示方書(設計編)	(2017年版)
土木学会	コンクリート標準示方書(施工編)	(2017年版)
土木学会	コンクリート標準示方書(規準編)	(2018年版)
土木学会	コンクリート標準示方書(構造性能照査編)	(2017年版)
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針(案)	(2012年版)
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針	(平成24年7月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	(平成2年11月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成31年3月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説	(平成29年11月)
日本下水道事業団	下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食マニュアル	

第3章 処理場・ポンプ場

		(平成29年12月)
厚生労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	(平成4年10月)
日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事	(平成29年12月)
公共建築協会	公共建築工事標準仕様書	(令和元年6月)
公共建築協会	官庁施設の総合地震対津波計画基準及び同解説	(令和3年度版)
厚生労働省	土止め先行工法に関するガイドライン	(平成15年12月)
厚生労働省	手すり先行工法に関するガイドライン	(平成21年4月)

第3節 敷地造成工

3-3-1 一般事項

敷地造成工の一般事項については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 2-**

4-1 一般事項の規定によらなければならない。

3-3-2 掘削工

掘削工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 2-4-2 掘削工**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

(1) 受注者は、掘削の施工にあたり、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないよう平滑に仕上げなければならない。

3-3-3 盛土工

盛土工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 2-3-3 盛土工**の規定によらなければならない。

3-3-4 法面整形工

法面整形工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 2-4-**

5 法面整形工の規定によらなければならない。

3-3-5 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、**2-3-2 管路土工 第24項から26項**の規定によらなければならない。

第4節 法面工

3-4-1 一般事項

本節は法面工として法枠工，植生工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-4-2 法枠工

法枠工の施工については、**共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 第3編 2-14-4 法枠工**の規定によらなければならない。

3-4-3 植生工

植生工の施工については、**共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 第3編 2-14-2 植生工**の規定によらなければならない。

第5節 地盤改良工

3-5-1 一般事項

本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-5-2 表層安定処理工

表層安定処理工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-7-4 表層安定処理工**、及び**2-7-3 置換工**、**2-7-6 サンドマット工**の規定によらなければならない。

3-5-3 バーチカルドレーン工

バーチカルドレーン工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-7-7 バーチカルドレーン工**の規定によらなければならない。

3-5-4 締固め改良工

締固め改良工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-7-8 締固め改良工**の規定によらなければならない。

3-5-5 固結工

固結工の施工については、**2-3-9 補助地盤改良工**の規定によらなければならない。

第6節 本体作業土工

3-6-1 一般事項

1. 本節は、本体作業土工として掘削工，埋戻工，盛土工，法面整形工，作業残土処理工，その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. その他の一般事項については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 2-4-1 一般事項**の規定によらなければならない。

3-6-2 掘削・埋戻

掘削・埋戻の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、工事の施工に伴って発生する騒音，振動，地盤沈下，地下水の枯渇，電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、**設計図書**に基づき事前調査を行い，第三者への被害を未然に防止しなければならない。
- (2) 受注者は，必要に応じて事後調査を実施しなければならない。

3-6-3 盛土工

盛土工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 2-3-3 盛土工**の規定によらなければならない。

3-6-4 法面整形工

法面整形工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 2-4-5 法面整形工**の規定によらなければならない。

3-6-5 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、**2-3-2 管路土工 第24項から26項**の規定によらなければならない。

第7節 本体仮設工

3-7-1 一般事項

1. 本節は、仮設工として土留・仮締切工，地中連続壁工（壁式），地中連続壁工（柱列式），水替工，地下水低下工，補助地盤改良工，仮橋・作業構台工，工事用道路工，仮水路工，防塵対策工，電力・用水設備工，その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、仮設工については、**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。
3. 受注者は、仮設物については、**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

3-7-2 土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第3編 2-**

10-5 土留・仮締切工

- の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。
- (1) 受注者は、掘削中、腹起し・切梁等に衝撃を与えないように施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁等の取付け、取外し時期については、掘削・コンクリートの打設計画において検討し、施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、工事を安全に行えるよう常に点検し、異常がある時は速やかに対策を講じなければならない。

3-7-3 地中連続壁工（壁式）

地中連続壁工（壁式）の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第3編 2-**

10-9 地中連続壁工（壁式）

の規定によらなければならない。

3-7-4 地中連続壁工（柱列式）

地中連続壁工（柱列式）の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第3**

編 2-10-10 地中連続壁工（柱列式）

の規定によらなければならない。

3-7-5 水替工

水替工の施工については、**2-3-10 開削水替工**の規定によらなければならない。

3-7-6 地下水位低下工

地下水位低下工の施工については、**2-3-11 地下水位低下工**の規定によらな

なければならない。

3-7-7 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、**2-3-9 補助地盤改良工**の規定によらなければならない。

3-7-8 仮橋・作業構台工

仮橋・作業構台工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-10-3 仮橋・仮栈橋工**の規定によらなければならない。

3-7-9 工事用道路工

工事用道路工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-10-2 工事用道路工**の規定によらなければならない。

3-7-10 仮水路工

仮水路工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-10-11 仮水路工**の規定によらなければならない。

3-7-11 防塵対策工

防塵対策工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-10-17 防塵対策工**の規定によらなければならない。

3-7-12 電力・用水設備工

1. 受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備、用水設備を設置するにあたり、必要となる電力量及び用水量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。
2. 受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、監督職員に**報告**するとともに、保安規定を制定し適切な運用をしなければならない。
3. 受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。

第8節 本体築造工

3-8-1 一般事項

本節は、本体築造工として直接基礎工（改良，置換），既製杭工，場所打杭工，オープンケーソン基礎工，ニューマチックケーソン基礎工，躯体工，伸縮継手工，越流樋工，越流堰板工，蓋工，角落し工，手摺工，防食工，左官工，防水工，塗装工，埋込管工，仮壁撤去工，付属物工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-8-2 直接基礎工（改良）

1. 受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は試験計画を明記した**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、床付け基面に予期しない不良土質が現われた場合、又は載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は、対策について監督職員と**協議**しなければならない。
3. 固結工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-7-9 固結工**の規定によらなければならない。

3-8-3 直接基礎工（置換）

1. 受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は試験計画を明記した**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、床付け基面に予期しない不良土質が現われた場合、又は載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は、対策について監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、置換のための掘削を行うにあたり、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。
4. 受注者は、置換のための掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。
5. 受注者は、構造物基礎の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。
6. 受注者は、構造物基礎の置換工にあたり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締固めなければならない。
7. 受注者は、置換工において、終了表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。
8. ラップルコンクリートの打設については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 3-3-1 一般事項**から**3-6-9 養生**及び**3-9-1 一般事項**から**3-15-2 施工**の規定によらなければならない。

9. 受注者は、表層混合処理（改良土基礎）を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50 cm以上の水はけの良い高台に置き、水の浸入、吸湿を避けなければならない。
なお、生石灰の貯蔵量が 500 kgを超える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。
10. 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験しなければならない。

3-8-4 既製杭工

既製杭工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-4-4 既製杭工**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境庁告示）、ほか関係法令等に従い、適切に処理を行わなければならない。
- (2) 受注者は、杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。
- (3) 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から、作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、予めその調査方法、対策等について監督職員と**協議**しなければならない。
- (4) 受注者は、基礎杭施工時における泥水、油脂等が飛散しないようにしなければならない。

3-8-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-4-5 場所打杭工**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。
- (2) 受注者は、場所打ち杭工の施工にあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、**設計図書**に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、その処理方法について、監督職員と**協議**しなければならない。

3-8-6 オープンケーソン基礎工

オープンケーソン基礎工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工**の規定によらなければならない。

3-8-7 ニューマチックケーソン基礎工

ニューマチックケーソン基礎工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、砂セントルを施工する地盤は、セントル及び作業室等の全重量を安全に支持できることを確認しなければならない。

3-8-8 躯体工

1. 杭頭処理

- (1) 受注者は、杭頭処理は**設計図書**に従い、杭本体を損傷させないように行わなければならない。
- (2) 受注者は、杭頭部に鉄筋を溶接する処理法の場合は、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第3編 2-4-4 既製杭工**の規定による、鋼管杭及びH鋼杭の溶接の資格及び経験と同等の資格及び経験を有する者に行わせなければならない。
- (3) 鉄筋の加工等については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第3編 2-4-4 既製杭工**の規定によらなければならない。

2. 殻運搬処理

- (1) 受注者は、殻の処理を行う場合は、関係法令等に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理を行う場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、殻の受入れ場所及び時間について、**設計図書**に定めのない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。

3. 基礎材

- (1) 受注者は、基礎材の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、碎石などの間隙充填材を加え）締め固めながら仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を**提出**し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、床付け基面に予期しない不良土質が現われた場合、又は載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は、対策について監督職員と**協議**しなければならない。

4. 均しコンクリート及びコンクリート

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第1編 3-3-1 一般事項から**3-6-9 養生**及び**3-9-1 一般事項**から**3-15-2 施工**の規定によらなければならない。

5. 型枠及び支保

共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第1編 第3章 第8節 型枠・支保の規定によらなければならない。

6. 鉄筋

共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 第3章 第7節 鉄筋工の規定によらなければならない。

7. 足 場

共通仕様書（土木工事編） 第3編 2-10-23 足場工の規定によらなければならない。

8. チッピング

受注者は、硬化した本体のコンクリートに二次コンクリートを打ち継ぐ場合、ハンドブレイカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。

3-8-9 伸縮継手工

1. 受注者は、伸縮継手部の施工にあたっては、止水板、伸縮目地材、目地充填材を丁寧に取付けなければならない。
2. 受注者は、次期工事との関係で止水板のみを設置するときは**設計図書**に基づき施工しなければならない。
3. 受注者は、可とう継手工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、監督職員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、**設計図書**に基づきスリップバーを施工しなければならない。
なお、鉄筋はさや管の中心に位置するように目地材を充填し、コンクリートが浸入しないようにしなければならない。

3-8-10 越流樋工

受注者は、越流樋工について**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。

- (1) 現場打ち越流樋については、越流堰板が垂直に取付くよう樋側壁を施工しなければならない。万一傾きを生じた場合は、垂直になるようモルタル仕上げで修正しなければならない。
- (2) 二次製品による越流樋（PC樋、FRP樋）は、**設計図書**に基づきボルトにより受け台に確実に固定しなければならない。

3-8-11 越流堰板工

受注者は、越流堰板について**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。

- (1) 越流堰は全槽にわたって、その高さが同一、かつ流水に対して鉛直になるよう設置しなければならない。
- (2) 越流堰の製作にあたっては、Vカットしたノッチに亀裂を生じないように加工しなければならない。
- (3) 越流堰板は、流出樋に埋め込みボルト、またはホールインアンカーを正確に取

付け、これにパッキングと共に堰板を設置し、フラットバーあるいはこれに類するもので押さえた後、ボルト締めして取付けなければならない。

(4) 越流堰板は、特に漏水の防止に留意して取付けなければならない。

3-8-12 蓋 工

受注者は、開口部に設置する各種の蓋類について、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。

- (1) 蓋は、おさまりを考慮して、受枠との間に適切な余裕を持たせて加工しなければならない。
- (2) 蓋表面は、コンクリート構造物上面と同一面となるよう取り付けなければならない。また、受枠の設置についてはコンクリート打設に先立ってアンカーを鉄筋に溶接するなど水平に固定し、蓋を据え付けたとき、がたつき等を生じないようにしなければならない。
- (3) 開口部からの転落等を防止するために、蓋は出来るだけ速やかに取り付けなければならない。
- (4) FRP 蓋、合成木材蓋等は、強風によって飛散しないような措置を講じておかななければならない。
- (5) コンクリート蓋は、PC、RC の別、板厚ごとに強度計算書を、監督職員に**提出**しなければならない。
- (6) グレーチング蓋、PC 蓋は、**設計図書**に基づいて所要の強度試験を行い、結果を監督職員に**報告**しなければならない。

3-8-13 角落し工

受注者は、角落しについて**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。

- (1) 角落し及び受枠は、製作に着手する前に、**施工計画書**に材料、構造等に関する事項をそれぞれ記載し、監督職員に**提出**しなければならない。
- (2) 角落し受枠の製作、取り付け及び角落しの製作にあたっては、止水性について十分考慮しなければならない。
- (3) 角落し受枠の設置は、コンクリート打設に先立ってアンカーを鉄筋に溶接することを原則とするが、コンクリート打設後に設置する場合もアンカーにより強固に躯体コンクリートに取付けなければならない。
- (4) 角落しは仮据付けを行い、異常のないことを確認した後、監督職員の**指示**する場所に搬入しなければならない。

3-8-14 手摺工

受注者は、手摺について**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。

- (1) 手摺の製作に着手する前に、構造計算書、組立図等を監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 手摺は、出来るだけ多くの部分を工場で組立て、現地に搬入しなければならない。
- (3) 手摺は、施設及び手摺の機能に支障とならないよう構造物に堅固に固定しなければならない。
- (4) 伸縮継手にかかる手摺は、継手部で切断して施工しなければならない。
- (5) 鋼製、ステンレス製手摺の現場組立は、溶接接合でひずみのないように接合し、溶接箇所は滑らかに仕上げなければならない。
- (6) アルミ製手摺の現場組立は、原則としてビスで行わなければならない。

3-8-15 防食工

1. 受注者は、コンクリート防食被覆施工にあたり、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。
2. 躯体コンクリートの品質
 - (1) 防食被覆を対象とするコンクリートは、所要の強度、耐久性、水密性を有し、有害な欠陥がなく、素地調整層との密着性に優れたものとしなければならない。
 - (2) 原則として、素地調整層等の密着性に悪影響を及ぼす型枠材料、型枠はく離材、コンクリート混和剤、塗膜養生剤等は用いてはならない。
3. 躯体欠陥部の処理
防食被覆層に悪影響を及ぼすコンクリートの型枠段差、豆板、コールドジョイント、打継部及び乾燥収縮によるひび割れなどの躯体欠陥部は、監督職員の**承諾**を得てあらかじめ所要の表面状態に仕上げなくてはならない。
4. 前処理
対象コンクリートは前処理として、セパレーター、直接埋設管、箱抜き埋設管、タラップ及び取付け金具廻りなどは、あらかじめ防水処理を行わなくてはならない。
5. 表面処理
防食被覆層や素地調整層の接着に支障となるレイタンス、硬化不良、強度の著しく小さい箇所、油、汚れ、型枠はく離材、及び異物などを除去した後、入隅部、出隅部は、滑らかな曲線に仕上げた後、対象コンクリート表面全体をサンドブラスト、ウォータージェット、電気サンダー等で物理的に除去しなければならない。
6. 素地調整
表面処理が終了したコンクリート面に、防食被覆層の品質の確保と接着の安定性を目的として所定の方法で素地調整を行わなければならない。
7. 防食被覆工法の施工、養生
 - (1) 防食被覆工は、所定の材料を仕様に従って塗布し、ピンホールが生じないように、また、層厚が均一になるように仕上げなければならない。
 - (2) 防食被覆層の施工終了後、防食被覆層が使用に耐える状態になるまで、損傷を

受けることがないよう適切な養生をしなければならない。

8. 受注者は、コンクリート防食被覆作業については、コンクリート及び防食被覆材料、防食被覆工法の設計と施工技術に関する知識と経験を有し熟練した者に行わせなければならない。
9. 施工環境の管理
 - (1) 受注者は、施工完了時まで温度及び湿度を管理し記録しなければならない。また、施工箇所の気温が5℃以下、または素地面が結露している場合には施工してはならない。
 - (2) 素地調整材、防食被覆材料並びにプライマー類には可燃性の有機溶剤や人体に有害なものが含まれているので、関連法規に従って換気や火気に注意し、照明、足場等の作業環境を整備して施工しなければならない。

3-8-16 左官工

1. 受注者は、コンクリート天端面の仕上げについて、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。
 - (1) 打放しコンクリートの天端面、滑らかな表面を必要とするコンクリート天端面は左官工による金ごて仕上げとしなければならない。
 - (2) 締固めを終わり、所定の高さ及び形状に均したコンクリートの上面は、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ仕上げてはならない。
 - (3) 仕上げ作業後、コンクリートが固まるまでの間に発生したひび割れは、タンピングまたは再仕上げによってこれを取除かなければならない。
 - (4) 金ごて仕上げは、作業が可能な範囲で、出来るだけ遅い時期に、金ごてで強い力を加えてコンクリート上面を仕上げなければならない。
2. 受注者は、モルタル仕上げについて、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。
 - (1) モルタル作成にあたって所定の配合にセメント及び洗砂を混合して、全部等色になるまで数回空練りした後、清水を注ぎながら更に5回以上切返して練り混ぜなければならない。
 - (2) 壁、柱、はりの側面及びはり底面のモルタル仕上げは以下によって施工しなければならない。
 - ① モルタル塗りを行うコンクリート表面を、あらかじめノミ、タガネ等で目荒らしし、清掃のうえ下塗りしなければならない。
 - ② 中塗りは、定規摺りを行い、木ごて押さえとしなければならない。
 - ③ 上塗りは、中塗りしたモルタルの水引き加減を見はからって行い、面の不陸がなく、かつむらの出ないように仕上げなければならない。
 - (3) 床塗りは、以下によって施工しなければならない。
 - ① コンクリート面のレイタンスなどを除去し、よく清掃のうえ、水しめしを行

第3章 処理場・ポンプ場

い、セメントペーストを十分流して、ホウキの類でかき均しの後、塗りつけなければならない。

- ② 塗りつけは、硬練りモルタルを板べら等でたたき込み、表面に水分を滲出させ、水引きかげんを見はからい、金ごて仕上げをしなければならない。
3. 受注者は、防水モルタル工について、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。
 - (1) 防水モルタル工においては、あらかじめ監督職員の**承諾**を得た防水剤を注入しなければならない。

3-8-17 防水工

1. 受注者は、以下の規定により難しい場合は、**公共建築工事標準仕様書 第9章 防水工事**の規定によらなければならない。
2. 受注者は、防水工事全般について、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。
 - (1) 降雨、降雪が予想される場合、下地の乾燥が不十分な場合、気温が著しく低下した場合、強風及び高湿の場合、その他防水に悪影響を及ぼす恐れのある場合には施工を行ってはならない。
 - (2) 防水層の施工は、随時、監督職員の**検査**を受けなければならない。
 - (3) 防水層施工後、保護層を施工するまでの間は、機材等によって防水層を損傷しないよう注意しなければならない。
3. 受注者は、下地処理について、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。
 - (1) 防水工を施すコンクリート面は、原則として床面は金ごて仕上げ、側面は打ち放しとしなければならない。
 - (2) 入隅部、出隅部は、所定の形状に仕上げなければならない。
 - (3) 塗膜防水の場合、コンクリート打継目及び著しいひび割れ箇所はU型にはつり、シーリング材を充填した後、所定の補強布で補強しなければならない。
4. 受注者は、プライマー塗りについて、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。
 - (1) プライマー塗りに先だつて下地の清掃を行い、下地が十分乾燥した後でなければプライマー塗りを行ってはならない。
 - (2) プライマーは、所定の位置まで均一に塗りつけ乾燥させなければならない。
 - (3) 塗りつけは、下地以外の箇所を汚染しないように行わなければならない。
5. 受注者は、防水層施工について、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。
 - (1) アスファルト防水、シート防水の場合、ルーフィングの張りつけは所定の方法で行い、引張りやしわ等が生じないように注意して下層に密着させなければならない。

- (2) 塗膜防水の場合、材料の可使時間に見合った量、方法で練り混ぜ、均一に塗りつけなければならない。
6. 受注者は、保護層について、**設計図書**によって施工しなければならない。

3-8-18 塗装工

1. 受注者は、以下の規定により難しい場合は、**公共建築工事標準仕様書 第18章 塗装工事**の規定によらなければならない。
2. 塗料
- (1) 塗料の使用にあたっては、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第2編 第2章 第11節 塗料**の他、以下の規格に適合しなければならない。
- (2) 塗料の調合は調合ペイントをそのまま使用することを原則とするが、素地の粗密吸収性の大小、気温の高低などに応じて調整するものとする。
- (3) 受注者は、上塗りに用いる塗料の調合については、専門業者に監督職員の指定する色つやに調合させなければならない。
- (4) 受注者は、色つやについては、塗り層ごとに塗り見本を**提出**し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (5) 鋼鉄板の塗装の塗料は、**設計図書**に示されたもの、もしくは下記によるものを原則とし、受注者はその材質について、あらかじめ監督職員の**承諾**を得なければならない。
- ① エポキシ樹脂系塗料
 - ② 塩化ビニル系塗料
 - ③ ジンクリッチ系塗料
 - ④ フェノール系塗料
- (6) コンクリート面の塗料については、下記によるものを原則とし、受注者はその材質について、使用に先立ち監督職員の**承諾**を得なければならない。
- ① 塩化ビニル系塗料
 - ② アクリル樹脂系塗料
 - ③ 合成樹脂系エマルジョン塗料
 - ④ エポキシ樹脂系塗料
3. 受注者は、塗装工事について、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。
- (1) 作業者は、同種の工事に従事した経験を有する熟練者でなければならない。
- (2) 次の場合、塗装工事を行ってはならない。
- ① 気温、湿度が塗料の種類ごとに定めた表8-5の制限を満足しないとき。
 - ② 塗装する面が結露したり、湿気を帯びているとき。
 - ③ 屋外作業で風が強いとき及び塵埃が多いとき。
 - ④ 屋外作業で塗料の乾燥前に降雪雨、霜の恐れがあるとき。
 - ⑤ 鋼材塗装において、炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずる恐れ

のあるとき。

- ⑥ コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき。
 - ⑦ コンクリートに漏水があるとき。
- (3) 塗装面，その周辺，床等に汚染，損傷を与えないように注意し，必要に応じてあらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生を行わなければならない。
 - (4) 塗装を行う場所は換気に注意して，溶剤による中毒を起こさないようにしなければならない。
 - (5) 爆発，火災等の事故を起こさないよう火気に注意し，また塗料を拭き取った布，塗料の付着した布片等で，自然発火を起こす恐れのあるものは，作業終了後速やかに処置しなければならない。
 - (6) 施工に際して有害な薬品を用いてはならない。
 - (7) 塗料は，使用前に攪拌し，容器の底部に顔料が沈殿していない状態で使用しなければならない。
 - (8) 多液型塗料を使用する場合，混合割合，混合方法，熟成時間，可使時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。
 - (9) 受注者の都合で，現場搬入前に塗装を施す必要のある場合は，監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (10) 塗装は，塗り残し，気泡，むら，ながれ，はけめのないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。
 - (11) 塗り重ねをする場合，前回塗装面のたれ，はじき，泡，ふくれ，割れ，はがれ，浮き錆，付着物等を適切に処置し，塗膜の乾燥状態及び清掃状態を確認してから行わなければならない。
 - (12) コンクリート表面の素地調整において，付着した塵埃，粉化物，遊離石灰等を除去し，小穴，亀裂等は穴埋めを行い，表面を平滑にしなければならない。
 - (13) 鋼材表面の素地調整において，塗膜，黒皮，錆，その他の付着物を所定のグレードで除去しなければならない。
 - (14) 素地調整が完了した鋼材及び部材が，塗装前に錆を生じる恐れのある場合には，プライマー等を塗布しておかななければならない。
 - (15) 溶接部，ボルトの接合部分，その他構造が複雑な部分の必要塗膜厚を確保するよう入念に施工しなければならない。
 - (16) 塗装箇所が乾燥するまで塗装物を移動してはならない。
 - (17) 移動，組立中に塗装の剥げた箇所は，同一材料で補修しなければならない。
 - (18) 塗装作業終了後，所定の検査を行い，監督職員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は，機械設備工事の配管，弁類の塗装について，**設計図書**により施工しなければならない。

表8-5 塗布作業時の気温・湿度の制限

塗 装 の 種 類	気温 (°C)	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー	0 以下	50 以下
無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上
鉛系さび止めペイント	5 以下	〃
フェノール樹脂 M I O 塗料	5 以下	〃
エポキシ樹脂プライマー	10 以下	〃
エポキシ樹脂 M I O 塗料*	10 以下	〃
エポキシ樹脂塗料下塗(中塗)*	10 以下	〃
変性エポキシ樹脂塗料下塗*	10 以下	〃
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	〃
変性エポキシ樹脂塗料内面用*	10 以下	〃
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料*	10 以下, 30 以上	〃
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5 以下	〃
長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	〃
シリコンアルキド樹脂塗料中塗	5 以下	〃
シリコンアルキド樹脂塗料上塗	5 以下	〃
塩化ゴム系塗料中塗	0 以下	〃
塩化ゴム系塗料上塗	0 以下	〃
ポリウレタン樹脂塗料中塗	5 以下	〃
ポリウレタン樹脂塗料上塗	0 以下	〃
ふっ素樹脂塗料中塗	5 以下	〃
ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	〃

注) *印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いる。低温用の塗料に対する制限は上表において、気温については5℃以下、20℃以上、湿度については85%以上とする。

3-8-19 埋込管工

受注者は、埋込管の施工について、**設計図書**に基づいて施工しなければならない

3-8-20 仮壁撤去工

1. 受注者は、仮壁撤去工について、**設計図書**による他、以下に留意して施工しなければならない。

- (1) 仮壁を撤去する場合、あらかじめ施工計画をたて、監督職員と**協議**して、残置する部分を損傷しないように注意しなければならない。
- (2) コンクリート取壊しに使用する機械の種類を選定する際には、振動、騒音等を十分配慮しなければならない。
- (3) コンクリートは縦、横の平均寸法が 30 cm以下になるよう破碎し、鉄筋を入念に切断し、分離して処分しなければならない。
- (4) 取壊したコンクリートは、**設計図書**において指定された場合を除き、埋戻しや構造物の基礎に使用してはならない。

第3章 処理場・ポンプ場

2. 残置するコンクリート構造物との接触面は、鉄筋を切断し、清掃した後、**設計図書**に基づき所定の仕上げを行わなければならない。
3. 管廊部の仮壁の取壊しについては、管廊内に浸水が起こらないように、その撤去時期及び浸水対策を十分考慮して行わなければならない。
4. 水路部の仮壁の取壊しについては、浸水対策として、角落しを設置してから行わなければならない。
5. 仮壁取壊し時に発生するコンクリート殻の処分については、**3-8-8 躯体工 第2項**の規定によらなければならない。

3-8-21 付属物工

1. 受注者は、以下に示す付属物の形状、設置位置について、**設計図書**に基づいて施工しなければならない。
 - (1) 足掛金物
 - (2) タラップ
 - (3) 吊りフック
 - (4) コンクリートアンカー
 - (5) 排水目皿
 - (6) ノンスリップ
 - (7) 堅樋
 - (8) 整流壁
2. 受注者は、吊りフックの設置は、コンクリート打設時に埋め込み、正確かつ堅固に取付けなければならない。
3. 受注者は、整流壁について、**設計図書**による他、有孔整流壁の構築にあたっては、硬質塩化ビニル管等を所定の長さに切断し、コンクリート型枠に正確かつ堅固に取付け、コンクリート打設によって狂いの生じないようにしなければならない。

第9節 場内管路工

3-9-1 一般事項

本節は、場内管路工として作業土工、管布設工、管基礎工、水路築造工、側溝設置工、管路土留工、路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工、現場打ちマンホール工、組立マンホール工、ます設置工、取付管布設工、舗装撤去工、舗装復旧工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-9-2 作業土工

作業土工の施工については、**2-3-2 管路土工**の規定によらなければならない。

3-9-3 管布設工

管布設工の施工については、**2-3-3 管布設工**の規定によらなければならない。

3-9-4 管基礎工

管基礎工の施工については、**2-3-4 管基礎工**の規定によらなければならない。

3-9-5 水路築造工

水路築造工の施工については、**2-3-5 水路築造工**の規定によらなければならない。

3-9-6 側溝設置工

側溝設置工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-29 側溝工**の規定によらなければならない。

3-9-7 管路土留工

管路土留工の施工については、**2-3-6 管路土留工**の規定によらなければならない。

3-9-8 路面覆工

路面覆工の施工については、**2-3-8 管路路面覆工**の規定によらなければならない。

3-9-9 補助地盤改良工

(高圧噴射攪拌，機械攪拌)

補助地盤改良工の施工については，**2-3-9 補助地盤改良工**の規定によらなければならない。

3-9-10 開削水替工

開削水替工の施工については，**2-3-10 開削水替工**の規定によらなければならない。

3-9-11 地下水位低下工

地下水位低下工の施工については，**2-3-11 地下水位低下工**の規定によらなければならない。

3-9-12 現場打ちマンホール工

現場打ちマンホール工の施工については，**2-7-2 現場打ちマンホール工**の規定によらなければならない。

3-9-13 組立マンホール工

組立マンホール工の施工については，**2-7-3 組立マンホール工**の規定によらなければならない。

3-9-14 小型マンホール工

小型マンホール工の施工については，**2-7-4 小型マンホール工**の規定によらなければならない。

3-9-15 ます設置工

ます設置工の施工については，**2-9-3 ます設置工**の規定によらなければならない。

3-9-16 取付管布設工

取付管布設工の施工については，**2-9-4 取付管布設工**の規定によらなければならない。

3-9-17 舗装撤去工

舗装撤去工の施工については，**2-11-3 舗装撤去工**の規定によらなければならない。

3-9-18 舗装復旧工

1. アスファルト舗装の材料

共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-6-3 アスファルト舗装の材料の規

第3章 処理場・ポンプ場

定によらなければならない。

2. コンクリート舗装の材料

共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-6-4 コンクリート舗装の材料の規定によらなければならない。

3. （下層，上層路盤）及び（基層，表層）

（下層，上層路盤）及び（基層，表層）の施工については，**2-11-5 舗装復旧工**の規定によらなければならない。

第10節 吐口工

3-10-1 一般事項

本節は、吐口工として作業土工，土留・仮締切工，水替工，地下水低下工，補助地盤改良工，直接基礎工（改良・置換），既製杭工，場所打杭工，躯体工，伸縮継手工，角落し工，手摺工，コンクリートブロック工，護岸付属物工，環境護岸ブロック工，石積（張）工，法枠工，羽口工，根固めブロック工，間詰工，沈床工，捨石工，かご工，その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-10-2 作業土工

作業土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**の規定によらなければならない。

3-10-3 土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-10-5 土留・仮締切工**の規定によらなければならない。

3-10-4 水替工

水替工の施工については，**2-3-10 開削水替工**の規定によらなければならない。

3-10-5 地下水位低下工

地下水位低下工の施工については，**2-3-11 地下水位低下工**の規定によらなければならない。

3-10-6 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については，**2-3-9 補助地盤改良工**の規定によらなければならない。

3-10-7 直接基礎工（改良）

直接基礎工（改良）の施工については，**3-8-2 直接基礎工（改良）**の規定によらなければならない。

3-10-8 直接基礎工（置換）

直接基礎工（置換）の施工については，**3-8-3 直接基礎工（置換）**の規定によらなければならない。

3-10-9 既製杭工

既製杭工の施工については、**3-8-4 既製杭工**の規定によらなければならない。

3-10-10 場所打杭工

場所打杭工の施工については、**3-8-5 場所打杭工**の規定によらなければならない。

3-10-11 躯体工

躯体工の施工については、**3-8-8 躯体工**の規定によらなければならない。

3-10-12 伸縮継手工

伸縮継手工の施工については、**3-8-9 伸縮継手工**の規定によらなければならない。

3-10-13 角落し工

角落し工の施工については、**3-8-13 角落し工**の規定によらなければならない。

3-10-14 手摺工

手摺工の施工については、**3-8-14 手摺工**の規定によらなければならない。

3-10-15 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-5-1 一般事項及び2-5-3 コンクリートブロック工**の規定によらなければならない。

3-10-16 護岸付属物工

1. 横帯コンクリート、小口止め、縦帯コンクリート、巻止めコンクリート、平張コンクリートの施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 3-3-1 一般事項 から 3-6-9 養生及び3-9-1 一般事項から 3-15-2 施工**の規定によらなければならない。
2. 小口止め矢板の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-4 矢板工**の規定によらなければならない。
3. プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止め、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止めコンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

3-10-17 環境護岸ブロック

環境護岸ブロック工の施工については、**共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 第3編 2-5-1 一般事項**及び**2-5-3 コンクリートブロック工**の規定によらなければならない。

3-10-18 石積(張)工

石積(張)工の施工については、**共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 第3編 2-5-1 一般事項**及び**2-5-5 石積(張)工**の規定によらなければならない。

3-10-19 法枠工

法枠工の施工については、**共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 第3編 2-14-4 法枠工**の規定によらなければならない。

3-10-20 羽口工

羽口工の施工については、**共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 第3編 2-3-27 羽口工**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

(1)受注者は、水中施工等特殊な施工については、施工方法を**施工計画書**に記載し、監督職員に**提出**しなければならない。

3-10-21 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、**共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 第3編 2-3-17 根固めブロック工**の規定によらなければならない。

3-10-22 間詰工

間詰工の施工については、**共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 第1編 3-3-1 一般事項**から**3-6-9 養生**及び**3-9-1 一般事項**から**3-15-2 施工**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

(1)受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

3-10-23 沈床工

沈床工の施工については、**共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 第3編 2-3-18 沈床工**の規定によらなければならない。

3-10-24 捨石工

捨石工の施工については、**共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 第3編 2-3-19 捨石工**の規定によらなければならない。

第3章 処理場・ポンプ場

3-10-25 かが工

かが工の施工については、**3-10-20 羽口工**の規定によらなければならない。

第11節 場内・進入道路工

3-11-1 一般事項

本節は、場内・進入道路工として掘削工，作業残土処理工，舗装撤去工，路床安定処理工，盛土工，法面整形工，法面植生工，アスファルト舗装工，コンクリート舗装工，薄層カラー舗装工，ブロック舗装工，区画線工，道路付属物工，小型標識工，作業土工，路側防護柵工，縁石工，側溝設置工，ます設置工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-11-2 材 料

1. アスファルト舗装の材料

共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-6-3 アスファルト舗装の材料の規定によらなければならない。

2. コンクリート舗装の材料

共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-6-4 コンクリート舗装の材料の規定によらなければならない。

3. （下層，上層路盤）及び（基層，表層）

（下層，上層路盤）及び（基層，表層）の施工については，**2-11-5 舗装復旧工**の規定によらなければならない。

3-11-3 掘削工

掘削工の施工については，**3-3-2 掘削工**の規定によらなければならない。

3-11-4 作業残土処理工（残土搬出工）

作業残土処理工の施工については，**2-3-2 管路土工 第24項から第26項**の規定によらなければならない。

3-11-5 舗装撤去工

舗装撤去工の施工については，**2-11-3 舗装撤去工**の規定によらなければならない。

3-11-6 路床安定処理工

路床安定処理工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-7-2 路床安定処理工**の規定によらなければならない。

3-11-7 盛土工

盛土工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 2-3-3 盛**

土工の規定によらなければならない。

3-11-8 法面整形工

法面整形工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 2-4-5 法面整形工**の規定によらなければならない。

3-11-9 法面植生工

法面植生工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-14-2 植生工**の規定によらなければならない。

3-11-10 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-6-1 一般事項及び2-6-7 アスファルト舗装工**の規定によらなければならない。

3-11-11 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-6-1 一般事項及び2-6-12 コンクリート舗装工**の規定によらなければならない。

3-11-12 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工**の規定によらなければならない。

3-11-13 ブロック舗装工

ブロック舗装工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-6-14 ブロック舗装工**の規定によらなければならない。

3-11-14 区画線工

区画線工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-9 区画線工**の規定によらなければならない。

3-11-15 道路付属物工

道路付属物工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-10 道路付属物工**の規定によらなければならない。

3-11-16 小型標識工

小型標識工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-**

6 小型標識工の規定によらなければならない。

3-11-17 作業土工

作業土工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**の規定によらなければならない。

3-11-18 路側防護柵工

路側防護柵工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-8 路側防護柵工**の規定によらなければならない。

3-11-19 縁石工

縁石工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-5 縁石工**の規定によらなければならない。

3-11-20 側溝設置工

側溝設置工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-29 側溝工**の規定によらなければならない。

3-11-21 ます設置工

ます設置工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第8編 1-10-5 集水柵・マンホール工**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

(1) 受注者は、集水柵及びマンホールの据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。

また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分を保護しなければならない。

第12節 擁壁工

3-12-1 一般事項

1. 本節は、擁壁工として作業土工、土留・仮締切工、水替工、地下水低下工、補助地盤改良工(固結工)、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、**道路土工－擁壁工指針 5-11 施工一般及び土木構造物標準設計 第2巻 手引き(擁壁類) 3. 2. 2 施工上の注意事項**の規定によらなければならない。

3-12-2 作業土工

作業土工の施工については、**共通仕様書(土木工事編I) 第3編 2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)**の規定によらなければならない。

3-12-3 土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については、**共通仕様書(土木工事編I) 第3編 2-10-5 土留・仮締切工**の規定によらなければならない。

3-12-4 水替工

水替工の施工については、**2-3-10 開削水替工**の規定によらなければならない。

3-12-5 地下水位低下工

地下水位低下工の施工については、**2-3-11 地下水位低下工**の規定によらなければならない。

3-12-6 補助地盤改良工(固結工)

補助地盤改良工の施工については、**2-3-9 補助地盤改良工**の規定によらなければならない。

3-12-7 既製杭工

既製杭工の施工については、**3-8-4 既製杭工**の規定によらなければならない。

2-12-8 場所打杭工

場所打杭工の施工については、**3-8-5 場所打杭工**の規定によらなければならない。

らない。

3-12-9 現場打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、**3-8-8 躯体工**の規定によらなければならない。

(1)受注者は**設計図書**に基づき、擁壁背面の排水に留意するとともに、水抜き孔の配置等については、監督職員と**協議**して決めなければならない。

3-12-10 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、**共通仕様書(土木工事編I) 第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工**の規定によらなければならない。

3-12-11 補強土壁工

補強土壁工の施工については、**共通仕様書(土木工事編I) 第3編 2-15-3 補強土壁工**の規定によらなければならない。

3-12-12 井桁ブロック工

井桁ブロック工の施工については、**共通仕様書(土木工事編I) 第3編 2-15-4 井桁ブロック工**の規定によらなければならない。

3-12-13 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、**共通仕様書(土木工事編I) 第3編 2-5-1 一般事項及び2-5-3 コンクリートブロック工**の規定によらなければならない。

3-12-14 緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については、**共通仕様書(土木工事編I) 第3編 2-5-4 緑化ブロック工**の規定によらなければならない。

3-12-15 石積(張)工

石積(張)工の施工については、**共通仕様書(土木工事編I) 第3編 2-5-1 一般事項及び2-5-5 石積(張)工**の規定によらなければならない。

第13節 場内植栽工

3-13-1 一般事項

場内植栽工の一般事項については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第10編 2**

-3-1 一般事項の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、移植をする場合、掘取り終了後ただちに埋戻し、旧地形に復旧しなければならない。
- (2) 受注者は、樹木の仮植えを行う場合については、**設計図書**によらなければならない。
- (3) 受注者は、移植する樹木の運搬については、掘取り後に幹、枝の損傷、鉢崩れ、乾燥のないよう養生し、速やかに植付け現場に搬入しなければならない。
- (4) 受注者は、移植する樹木の吊上げについては、保護材で幹を保護するだけでなく、根鉢も保護しなければならない。

3-13-2 材料

材料については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第10編 2-3-2 材料**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

- (1) 地下埋設型支柱材は、**設計図書**によらなければならない。

3-13-3 植栽工

植栽工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第10編 2-3-3 高木植栽工**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設に支障のないよう施工しなければならない。

3-13-4 移植工

移植工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第10編 2-4-4 高木移植工**の規定によらなければならない。

3-13-5 地被類植付工

地被類植付工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第10編 2-**

3-6 地被類植栽工の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、芝を現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしてはならない。
- (2) 受注者は、芝の張付けについては、床土の上に切り芝を並べ、目土を入れた後、周囲の芝が動かないように転圧しなければならない。また、傾斜地においては、目串を2～5本/枚ずつ打込んで止めなければならない。

第3章 処理場・ポンプ場

- (3) 受注者は、目土を施す場合については、均し板で目地のくぼんだところに目土をかき入れ、かけ終えた後、締固めなければならない。

3-13-6 種子吹付工

種子吹付工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-14-2 植生工**の規定によらなければならない。

第14節 修景池・水路工

3-14-1 一般事項

1. 本節は、修景池・水路工として、作業土工、植ます工、修景池工、修景池及びます工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、修景池・水路工の施工については、敷地の状況、処理場ポンプ場内施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、修景池・水路工の施工については、設計意図を十分把握したうえで、施工しなければならない。
4. 修景池・水路工の仕上げについては、**設計図書**によらなければならない。

3-14-2 材 料

1. 受注者は、修景池・水路工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、使用前に仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
2. 工場製品については、ひび割れ・損傷があってはならない。

3-14-3 作業土工

作業土工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**の規定によらなければならない。

3-14-4 植ます工

植ます工の施工については、**設計図書**によらなければならない。

3-14-5 修景池工

1. 受注者は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所におけるシーリング材の充填により、水漏れ防止を行わなければならない。
2. 受注者は、防水の施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、防水の施工については、防水シートを使用する場合は、接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。
4. 石積みの護岸の施工については、**設計図書**によらなければならない。
5. 小型角落し工は、**3-8-13 角落し工**の規定によらなければならない。

3-14-6 修景水路及びます工

1. 受注者は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所におけるシーリング材の充填により、水漏れ防止を行わなければならない。
2. 受注者は、防水の施工については、**設計図書**によらなければならない。

3. 受注者は、防水の施工については、防水シートを使用する場合は、接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。
4. 石積みの護岸の施工については、**設計図書**によらなければならない。
5. 受注者は、ます工の施工については、他構造物との高さ調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**を行わなければならない。

第15節 場内付帯工

3-15-1 一般事項

1. 本節は場内付帯工として、作業土工、門扉工、フェンス工、デッキ工、四阿工、ベンチ工、モニュメント工、パーゴラ工、旗ポール工、遊具工、案内板工、花壇工、階段工、給水設備工、照明工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、場内付帯工の施工については、敷地の状況、処理場、ポンプ場内施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、場内付帯工の施工については、設計意図を十分把握したうえで施工しなければならない。

3-15-2 作業土工

作業土工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**の規定によらなければならない。

3-15-3 門扉工

1. 受注者は、門扉工の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
2. 受注者は、門扉工の仕上げについては、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、門扉工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 3-3-1 一般事項**から**3-6-9 養生**及び**3-9-1 一般事項**から**3-15-2 施工**の規定によらなければならない。
4. 銘板、郵便受けは**設計図書**によらなければならない。

3-15-4 フェンス工

フェンス工の施工については、**共通仕様書（土木工事編） 第10編 3-11-8 柵工**の規定によらなければならない。

3-15-5 デッキ工

デッキ工の施工については、**共通仕様書（土木工事編） 第10編 3-7-20 デッキ工**の規定によらなければならない。

3-15-6 四阿工

四阿工の施工については、**共通仕様書（土木工事編） 第10編 3-12-3 四阿工**の規定によらなければならない。

※3. (5)については、次のとおり読替えるものとする。

「(5)受注者は、ボルトを隠すための埋木については、欠け、割れ、ひびなどが

ない，本体と同じ材質の材料を使用し，隙間なく打込み，表面を平滑に仕上げなければならない。」

3-15-7 ベンチ工

受注者は，ベンチ工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第10編 3-10-6 ベンチ・テーブル工**の規定によらなければならない。

3-15-8 モニュメント工

モニュメント工の施工については，**設計図書**によらなければならない。

3-15-9 パーゴラ工

パーゴラ工の施工については，**3-15-6 四阿工**の規定によらなければならない。

3-15-10 旗ポール工

旗ポール工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第10編 3-10-9 サイン施設工**の規定によらなければならない。

3-15-11 遊具工

遊具工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第10編 第3章 第9節 遊戯施設整備工**の規定によらなければならない。

3-15-12 案内板工

案内板工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第10編 3-10-9 サイン施設工**の規定によらなければならない。

3-15-13 花壇工

花壇工の施工については，**設計図書**によらなければならない。

3-15-14 階段工

階段工の施工については，**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 及び 第10編 第3章 第7節 園路広場整備工 及び 第10編 第3章 第13節 施設仕上げ工**の規定によるほか，下記の規定によらなければならない。

(2)受注者は，階段工を**設計図書**に基づいて施工できない場合は，監督職員と協議を行わなければならない。

3-15-15 給水設備工

給水設備工の施工については，**共通仕様書（土木工事編） 第10編 第3章 第3節 給水設備工**の規定によらなければならない。

3-15-16 照明工

照明工の施工については、**共通仕様書（土木工事編） 第10編 第3章 第6節 電気設備工**の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、照明柱の施工に際し、掘削を行う場合には、地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。
万一、既存地下埋設物に損傷を与えた場合は、直ちに応急処置を行うとともに、関係機関及び監督職員の**指示**を受けなければならない。

第16節 構造物撤去工

3-16-1 一般事項

一般事項については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-9-1 一般事項**の規定によらなければならない。

3-16-2 作業土工

作業土工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）**の規定によらなければならない。

3-16-3 構造物取壊し及び撤去工

構造物取壊し及び撤去工の施工については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第3編 2-9-3 構造物取壊し工**の規定によらなければならない。

3-16-4 建設副産物

受注者は、建設副産物の処理については、**共通仕様書（土木工事編Ⅰ） 第1編 1-1-19 建設副産物**の規定によらなければならない。

第17節 コンクリート構造物補修工

3-17-1 一般事項

本節は、硫酸によるコンクリート腐食が生じたコンクリート構造物の補修として、劣化部除去工、鉄筋処理工、断面修復工、防食工に係る工種について定めるものとする。

3-17-2 劣化部除去工

1. 受注者は、劣化部の除去を**設計図書**に示された深さまで確実に行うとともに、健全なコンクリート面を露出させなければならない。
2. 受注者は、劣化部の除去に伴う排水（高圧洗浄等）を廃棄物処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法その他関係法令等に従って適切に処理しなければならない。

3-17-3 鉄筋処理工

1. 受注者は、はつり出した鉄筋の浮き錆を除去し、**設計図書**に示された仕様の防錆剤を用い、塗り残しや塗りむらが生じないように塗布しなければならない。
2. 受注者は浮き錆を除去後、再度錆が生じないように鉄筋の防錆処理を迅速に施工しなければならない。

3-17-4 断面修復工

1. 受注者は、断面修復工の施工に先立ち、コンクリートのひび割れ等の欠損部を適切に処理しなければならない。
2. 受注者は、**設計図書**に示された所要の性能を有する断面修復材料を用いて、所定の厚さまで修復しなければならない。

3-17-5 防食工

1. 受注者は、**設計図書**に示された工法規格に適合する防食被覆を選定しなければならない。
2. 受注者は、防食構造や施工規模、工期、施工環境等の施工条件を考慮し、防食被覆工法の特性を検討した上で、工法選定しなければならない。
3. 受注者は、防食被覆層の端部の処理及び養生を、適切に行わなければならない。